

情報 ひるば



3月は高齢者在宅福祉金の支払い月です

3月31日(月)に高齢者在宅福祉金を振り込みますので、受給されている人は口座への入金を確認してください。また、受給されている人が長期入院や介護施設に入所された場合は、高齢介護課までご連絡ください。高齢者在宅福祉金の受給には申請が必要です。申請月からの支給になりますので、申請がまだの場合はご相談ください。

●支給対象者 次のいずれにも該当する人

- ニュース原
- 情報ひろば
- 福祉
- 税
- 環境権
- 相談
- 健康
- 安全
- 子育て保険年金
- 教育
- 消費生活
- その他
- 子育て応援コーナー
- 各種相談
- 歴史ウォーク
- 素敵に生きよう
- 催しぼっくす
- 講座イベント
- スポーツ
- 図書館
- 地域交流
- みんなの広場
- イベントガイド

身体障害者手帳の認定基準変更

4月1日から、ペースメーカーや人工関節などを入れた人に対する身体障害者手帳の認定基準が次のとおり変更されます。

ペースメーカーなどを入れた人(心臓機能障害)

現行	一律、1級に認定
改正後	ペースメーカーなどへの依存度や日常生活活動の制限の程度などに応じて1・3・4級のいずれかに認定し、原則、3年以内に再認定を行う。

人工関節などを入れた人(肢体不自由)

現行	股関節・膝関節を人工関節などに置換している場合は4級、足関節を置換している場合は5級に認定。
改正後	人工関節などの置換手術後の経過の安定した時点の状態により、股関節・膝関節は4・5・7級、非該当のいずれか、足関節は5・6・7級、非該当のいずれかに認定。

問合せ 障害福祉課

老人福祉センター「なごみの教室」受講生募集

老人福祉センター(柴垣2丁目)では、下表のとおり「なごみの教室」の受講生を募集します。
期間 各教室とも4月〜平成27年3月
ところ 老人福祉センター
対象 市内在住の満60歳以上の人

▶なごみの教室

講座名	内 容
七宝焼	ブローチなどの装飾品づくり 第1・3月曜日(午後) 10人
陶芸	陶芸の技法や鑑賞の仕方を学ぶ 第2・4木曜日 10人
カラオケ	カラオケ教室 第2・4金曜日(午後) 25人

●支給額 月額7000円
問合せ 高齢介護課

- ①本市に居住し、かつ本市に住民登録をしている65歳以上の人
 - ②要介護認定で要介護4または5の認定を受けた人で、かつその状態で在宅生活が3カ月以上継続している人
- ※特別障害者手当受給者は対象外となります。

(1年間通して受講できる人)
費用 教材費は自己負担
申込み 3月1日(土)〜15日(土)までに本人が直接、老人福祉センターへ。
※申し込み多数の場合は抽選。
問合せ 老人福祉センター



市税の夜間納税相談と収納

3月28日(金)・31日(月)は午後8時まで、市税の夜間納税相談と収納を行います。昼間、仕事などで忙しい人や未納の市税がある人は、ご利用ください。

問合せ 納税課

市税の納付は 便利な口座振替を

市税の納付に口座振替をご利用になると、金融機関などへ納付に行かなくても、納期限に指定の預金口座から自動的に振替納付されますので便利で安全です。

口座振替の手続きは、取引のある金融機関や郵便局・ゆうちょ銀行または、納税課窓口へお申し込みください。一度手続きされますと、毎年自動的に継続されます。

問合せ 納税課



セアカゴケグモにご注意を
 セアカゴケグモは市内でも確認されています。このクモは、体長1センチメートルくらいの黒色のクモで、特徴は背によく目立つ赤色の帯状の模様があります。かまれた場合は、流水で洗い、できるだけ早く病院で治療を受けてください。
 詳しい情報を知りたい人は、大阪府、松原市のホームページをご覧ください。
 問合せ 藤井寺保健所(☎072-9526165)、環境業務課

在宅医療廃棄物の処理・処分について

市では、在宅医療で発生した注射針などの廃棄物の処理・処分を次のとおり定めていますので、ご協力をお願いします。
 ◆危険性の低いもの
 紙おむつ・ガーゼ・腹膜透析パックなど
 →排出する前に環境業務課まで連絡いただければ、収集します。
 ◆危険性の比較的高いもの
 血液などが付着した鋭利なもの(注射針・メスなど)
 →市では収集しないため、購入された医療機関や薬局などを通じて処分してください。
 問合せ 環境業務課

**軽自動車・バイクなどは
 3月中に廃車・譲渡の
 手続きを**



軽自動車やバイクは、毎年4月1日現在の所有者に対して軽自動車税が課税されます。他の人に譲ったり、盗難にあたりして現在所有していない車両、故障などで長期間使用していない車両についてご確認の上、廃車手続きを行ってください。

- ◆原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車
 市課税課税制係(☎334-1550)
 - ◆軽二輪車・二輪の小型自動車(125cc超バイク)
 大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所(☎050-5540-2060 自動音声案内)
 - ◆軽自動車
 軽自動車検査協会大阪主管事務所和泉支所(☎072-273-1561)
- ▶問合せ 課税課

固定資産税の縦覧・閲覧



市内の土地、家屋に係る固定資産税の納税者であれば、縦覧期間中、次の帳簿を縦覧できます。
 ①土地に係る納税者は土地価格等縦覧帳簿
 ②家屋に係る納税者は家屋価格等縦覧帳簿
 ③土地・家屋両方に係る納税者は土地、家屋価格等縦覧帳簿
 期間 4月1日(火)～6月2日(月)
 午前9時～午後5時30分(土・日・祝日は除く)

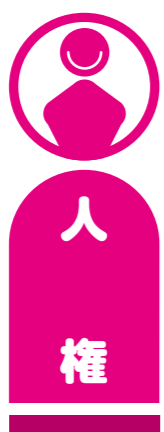
固定資産課税台帳の閲覧

市内に存する土地、家屋の所有者は、自己所有の物件に限り、4月から年間を通じて固定資産課税台帳の記載事項について閲覧を求めることができます。また、土地や家屋を有料で借りている人、その他権利を有する人は、該当する物件に限り閲覧を求めることができます。
 なお、申請時には、①所有者本人の場合は、本人確認ができるもの(運転免許証など) ②代理人の場合は、所有者本人の代理人であることが確認できるもの(納税通知書、委任状など)と代理人自身の本人確認ができるもの(運転免許証など) ③賃貸借関係人やその他権利を有する人の場合は、権利関係が確認できるもの(賃貸借契約書など)と本人確認ができるもの(運転免許証など)を持参してください。

問合せ 課税課

お母さんが安心して話せる場です。
 ★3月のサロンテーマ
 ▼18日 「新学期、何でも相談」
 ▼25日 「子育てちょっと聞きたいねん」

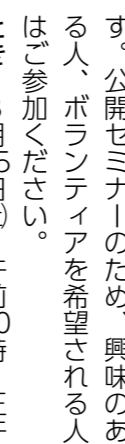
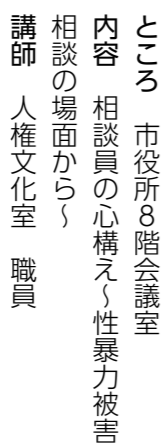
**「ココ・カニWITH」
 母親のためのピアサロン**



「ふれあい収集」について
 ふれあい収集は、高齢者や身体の不自由な人の世帯などで家庭ごみを収集場所まで出すことが困難で、かつ身近な人の協力を得られない世帯の門前・玄関先まで収集に伺う制度です。
対象 ①高齢者の世帯 65歳以上で介護保険の要介護認定を受けている一人暮らしの世帯
 ②障害者の世帯 身体障害者手帳などの所有者で一人暮らしの世帯
 申込方法など、詳しくは環境業務課までお問い合わせください。
 問合せ 環境業務課

平成25年度登録の通訳・翻訳ボランティアを対象に研修会を開催します。公開セミナーのため、興味のある人、ボランティアを希望される人はご参加ください。
 とき 3月15日(土) 午前10時～正午
 ところ 市役所8階会議室
内容 相談員の心構え・性暴力被害相談の場面から、
講師 人権文化室 職員
保育 1歳6カ月～就学前の子ども先着5人(1回300円)
 ※保育希望者は、3月5日(火)までに、直接NPO法人子育て支援ぽけっと(☎2688-2182、☎2684-7733)へ。
申込み・問合せ 3月7日(金)までに電話で人権文化室へ。
 ※28ページに外国籍の人との交流についての関連記事あり

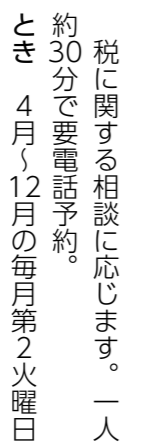
**住居併設事業所の
 事業系一般廃棄物減免申請**



平成26年度において、住居併設(住まいと事業所が一緒)事業所については、次の①～③の要件を全て満たしている場合、処分手数料の減免を受けることができます。
 ①住まいと事業所が一緒の状況で事業を営んでいること
 ②排出される事業系一般廃棄物の可燃ごみの収集回数が週1回または週2回収集であること
 ③排出量が1回あたり45リットル用の指定袋1袋以下であること
 これらに該当している事業者の皆さんは、減免申請し、現場調査を受けた後、承認されれば、減免用指定袋の交付を受けることができます。
 ※平成25年度に減免を受けた事業者も申請が必要です。
問合せ 環境業務課、環境政策課

税に関する相談に応じます。一人約30分で要電話予約。
 とき 4月～12月の毎月第2火曜日 午後1時～4時 ※初回は4月8日
ところ 市役所北別館2階会議室
対象 税理士および税理士法人が関与していない一般納税者
申込み・問合せ 平日の午前9時～午後3時に電話で、近畿税理士会八尾支部事務局(☎072-991-5000)へ。

司法書士による無料相談



不動産の譲渡や相続、会社や法人の登記、地代・家賃などの供託、外国人の帰化、140万円までの民事紛争、筆界特定手続きなどに関する相談に無料で応じます。一人30分で要電話予約。
 とき 3月28日(金) 午後1時～4時
ところ 市役所3階相談室
定員 先着6人
申込み 3月17日(月) 午前9時から電話で市政情報室へ。

**集回収報奨金の申請は
 3月25日までに**

市では、リサイクルを積極的に推進している団体に対して報奨金を交付し、ごみの減量化とリサイクルの

ポイ捨て・犬のふんの放置禁止
 ～日本一清潔できれいなまちを目指して～
 松原市きれいなまちづくり条例が改正され、公共の場所におけるポイ捨てや犬のふんの放置には、平成26年1月1日から指導などの所定の手続きを経た上で、5万円以下の過料が科せられるようになりました。
 マナーを守って、住みよい環境づくりにご協力をお願いします。
問合せ 環境政策課

推進を図っています。
 平成26年3月分までの報奨金の申請を3月25日(火)まで受け付けします。再生资源回収報奨金交付申請書、実施内訳明細書、仕切り伝票、代表者の印鑑を持って環境政策課へ申請してください。
 報奨金は口座振込になります。口座名義人に変更がある場合は、必ず口座番号・口座名義人を確認の上、振込先の通帳を持参してください。
 ※平成26年3月分までの集回収報を4月以降に繰り越して申請することはできませんので十分ご注意ください。
問合せ 環境政策課

- ニュース
- 松原
- 情報
- 福祉
- 税
- 環境
- 人権
- 相談
- 健康
- 安全
- 子育て
- 保険年金
- 教育
- 消費生活
- その他
- 子育て
- 応援
- コーナー
- 各種相談
- 歴史
- ウォーク
- 素直に
- 生きよう
- 催し
- ほっくす
- 講座
- イベント
- スポーツ
- 図書館
- 地域交流
- みんなの
- 広場
- イベント
- ガイド

春の全国交通安全運動(4月6日～15日)に伴う交通安全講習会を次の日程で行います。直接会場にお越しください。各会場に駐車場はありませんので、車のご来場はご遠慮ください。

※葬儀などの関係で講習会場の変更や中止の場合もあります。

時間 いずれも午後7時30分～8時

**春の全国交通安全運動
交通安全講習会を開催**



▶交通安全講習会

日程	ところ
3月11日(火)	高木町公民館
12日(水)	丹南町会総合会館
13日(木)	三宅公民館
14日(金)	池内中公民館
17日(月)	天美我堂公民館
18日(火)	河合小学校
19日(水)	天美小学校
21日(金)	松原南コミュニティ消防センター
24日(月)	一津屋荘園会館
25日(火)	松原商工会議所会館
4月6日(日)	近鉄自動車学校

30分(受付は午後7時～)

※4月6日(日) 近鉄自動車学校のみ
午前10時30分～11時30分(受付は午前10時～)

問合せ 松原警察署 ☎336・1234

「突発性難聴」

健康ガイド

西田耳鼻咽喉科(高見の里3丁目) 院長 西田尚司

突発性難聴とは、ある日突然、何の前兆もなく、耳が聞こえなくなる病気で、原因や病態はいまだに不明です。難聴・耳鳴り・めまい・耳が響く・耳閉感などの症状があらわれます(朝、目覚めたら突然耳が聞こえず耳鳴りもする)。突発性難聴は、耳の内耳機能が低下する感音難聴で鼓膜所見は中耳炎などと違い正常です。ですから耳痛などを伴いません。治療は、安静、内服によるステロイドホルモンの漸減治療、脳循環改善剤・ビタミン剤内服投与などが第一選択です。ただし、重症例では入院の上、ステロイドホルモン・脳循環改善剤の点滴とその他集学的治療(高圧酸素療法・星状神経節ブロックなど施設によりいろいろ行われます)を行う場合があります。予後は、適切な早期治療が重要といわれています。1カ月以上経ってからの治療では、かなり予後が悪いといわれています。また、高齢・初期よりめまいを伴う・高度の難聴例では聴力改善の予後が悪いといわれています。早期治療を行っても1カ月以上改善しない症例も予後が悪いといわれています。

鑑別診断には、聴神経腫瘍・脳梗塞などの疾患があるため注意が必要です。思い当たる症状がある場合は耳鼻咽喉科の早期受診をお勧めします。

病院・施設・在宅における療養生活の基盤である栄養管理をキーワードに、顔の見える地域連携をめざした学習会です。さまざまな経験をもとにグループワークを通じてお互いの悩みや問題点について考えます。

とき 3月8日(土) 午後2時～4時30分

ところ 阪南中央病院(南新町3丁目)

内容 『地域におけるチーム医療』専門職(歯科医師、看護師、薬剤師、リハビリ担当者、管理栄養士、ケアマネージャー)を導入するタイミングは何時?今でしょ!』

グループワーク(在宅でのチーム医療を進めるために)

対象 地域の栄養に関心のある医療、保健、福祉、行政関係機関職員、在宅介護に携わる人

費用 無料

問合せ 地域の栄養を考える会事務局・阪南中央病院栄養科 ☎333・2100



地域の栄養を考える学習会
(介護・看護に携わる人のために)



市内の地域医療機関講演会

市内の病院では、地域医療向上のため、次の講演会を行います。

とき・ところ・内容 ▼3月7日(金)「口開りで治る痔の治療」

▼3月11日(火) 午後2時～4時30分

ところ 藤井寺保健所(藤井寺1丁目)

内容 うつ病への理解と対応について 講師 林成賢さん(りんクリニック 医師)

申込み・問合せ 藤井寺保健所精神保健福祉担当 ☎072・955・4181

「うつ病」に関する講演会のお知らせ

皆さんの健康づくりをお手伝いするために、健康ステーションを2日間開催します。第3回のテーマは「心の健康」、第4回のテーマは「歯の健康」です。

また、会場では、ご当地グルメ「まつばらバーガー」やマッキーグッズの販売と、松原市観光写真コンクール入賞作品の展示会を開催します。皆様のご来場をお待ちしています。

ところ ゆめニティまつばら1階(上田3丁目)

とき・内容 下記のとおり

**健康ステーション(第3・4回)
知って守ろう!あなたの健康**

第3回「気づいてますか?あなたのストレス」

- 3月19日(水) 午前10時～午後3時30分
- ストレスチェック 機械を使って、心と体のバランスを測定しませんか。

第4回「いい歯でいいわ!あなたのお口」

- 3月20日(木) 午前10時～午後3時30分
- 歯科相談コーナー・歯科クイズコーナー

問合せ 地域保健課

ひったくり・自転車の盗難被害に気をつけて!

平成25年中、大阪府下ではひったくりが1,473件発生し、全国ワーストとなっています。松原市内でも32件発生し、前年よりも増加しています。また、自転車盗は、大阪府下で41,191件、松原市内でも558件発生し、ともに昨年より増加しています。

ひったくりや自転車盗は、市民の皆さんが防犯行動を実践すれば被害を防ぐことができます。

●ひったくり被害にあわないために

- ▶カバンはたすきがけにするか、車道と反対側にしっかり持ちましょう
- ▶ひったくり防止カバーを活用しましょう
- ▶携帯電話や音楽プレイヤーを使用しながらの通行はやめましょう
- ▶できるだけ人通りが多く、明るい道を通りましょう!

●自転車盗難被害にあわないために

- ▶シリンダーキーなど、丈夫な鍵をつけましょう
- ▶ワイヤーロックなどで二重ロックをしましょう
- ▶自転車から離れるときは、短時間であっても必ずカギをかけましょう
- ▶防犯登録をしましょう

▲ひったくり防止カバー

●安まちメールをご存じですか?

安まちメールは、ひったくりや子どもに対する声かけ、女性に対する性犯罪情報を、警察署から電子メールでタイムリーにお知らせするシステムです。配信種別や受信時間、受信地区を設定できます(登録料は無料ですが、通信料はご利用者負担となります)。皆さんも安まちメールを活用して、上手に防犯しませんか?

安まちメールの登録は、右のQRコードをご利用いただくか、[http://www.info.police.pref.osaka.jp/user/Menu.do]へアクセスしてください。



問合せ 松原警察署 ☎336-1234、市民安全課

献血にご協力を

とき・ところ
▶3月27日(木)
松原商工会議所会館
午前10時～午後4時

※400ml献血のみ

問合せ
松原市社会福祉協議会
(☎333-0294)

藤井寺保健所からのお知らせ

- HIV即日検査(抗体検査)【無料、匿名可】 毎週水曜日/午前9時30分～10時30分
- 肝炎ウイルス検査【無料、予約制】 第2・4水曜日/午後1時30分～2時30分
- こころの健康相談【予約制】 こころの病気、ひきこもり、アルコール依存症など 精神科医、精神保健福祉担当者などが相談に応じます。
- 医療機関に関する相談【無料】 毎週月～金曜日/午前9時15分～午後0時15分、午後1時～4時

住所 藤井寺市藤井寺1-8-36
☎072-955-4181(代表) ※市外局番からおかけください
HP <http://www.pref.osaka.jp/fujiiderahoken/>

生活衛生室 ☎072-952-6165

- 飲用水・井戸水検査・浄化槽放流水・プール水・浴槽水検査【有料、予約制】 依頼の際はお問い合わせください。
- 腸内細菌検査【有料】 毎週月・火・水曜日/午前9時30分～正午
- 寄生虫卵検査【有料】 毎週月～木曜日/午前9時30分～正午
- 室内のホルムアルデヒド・VOC測定【有料、予約制】 依頼の際はお問い合わせください。

●飼えなくなった犬の引き取り窓口
犬・ねこの相談室藤井寺分室 ☎072-937-1101
要事前相談 毎週月・水曜日/午前9時30分～正午 ※印鑑持参、有料

※いずれも土・日・祝日は除きます。

国民年金後納制度について

■国民年金後納制度で将来の年金額を増やせます。
後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができます。また、年金を受給できなかった人は後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。過去10年以内に納め忘れの保険料がある人は、ぜひ後納制度をご利用ください。なお、後納制度が利用できる期限は平成27年9月30日までにとなっていますので、お早めに申し込みください。

■納付書の「使用期限」にご注意ください。
すでに後納制度を申し込まれた人で、平成16年4月以降分の後納保険料の納付がお済みでない人は、納付書に記載された使用期限 (平成26年3月31日) までに納付をお願いします。なお、使用期限までに納付できなかった人が、4月以降に納付を希望される場合は、新たな加算額による納付書を発行しますので、「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所にご連絡ください。

●国民年金保険料専用ダイヤル (ナビダイヤル)
☎0570-011-050
※PHSやIP電話などナビダイヤルを利用できない電話からおかけになる場合は、☎03-6731-2015へおかけください。ご利用には通話料が掛かります。おかけ間違いには十分ご注意ください。
問合せ 天王寺年金事務所 (☎06-6772-7531)

4月1日から
国民年金保険料免除申請の
対象期間が拡大

国民年金は、所得が少ないときや失業などにより保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除 (全額免除・一部免除・若年者納付猶予・学生納付特例) を申請することができます。

これまで、過去分の国民年金保険料の免除が受けられる期間は、申請の直前の7月 (学生納付特例は直前の4月) までの1年以内でしたが、

4月1日からは、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請できるようになります。

また、災害・失業などを理由とした特例免除は、これまで、申請時点の年度または前年度に災害・失業などの理由があることが条件となっていました。4月1日からは、災害・失業などがあつた月の前月から、災害・失業などがあつた年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができるようになります (平成26年3月以前にあつた災害・失業も対象となりますが、過去分の審査対

病気やけがを未然に防ぐ 消防ワンポイントアドバイス!

心筋梗塞は予防できる病気です。バランスの良い食生活や適度な運動を心がけましょう。

▶こんなときは早急に119番通報を

- ①突然の胸痛
- ②胸が締め付けられるような、または圧迫されるような痛みが数分続く
- ※胸に違和感を感じたらすぐに医療機関にかかりましょう。

問合せ 消防署救急係



児童福祉給付金を支給

松原市在住1年以上のひとり親家庭などで4月に小学校に入学される児童を対象に、入学一時金が支給されます。

申請の受け付けは4月を予定しています。受給資格、申請方法など詳しくは、広報まつばら4月号でお知らせします。
問合せ 子育て支援課



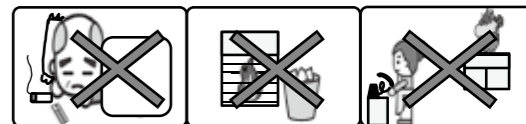
3月1日(土)～7日(金) 春の火災予防運動を実施

「住宅火災 いのちを守る 7つのポイント」

まだまだ寒い日が続く、火災が発生しやすくなっています。次の7つのポイントを見直して火災予防に努めましょう。

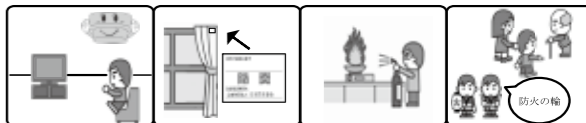
【3つの習慣】

- ①寝たばこは絶対やめる
- ②ストーブは燃えやすいものから離して使用する
- ③コンロなどから離れるときは、必ず火を消す



【4つの対策】

- ①住宅用火災警報器を設置する
- ②カーテンなどには、防災品を使用する
- ③住宅用消火器などを設置する
- ④ご近所などの協力体制をつくる



問合せ 消防本部予防課



柔道整復師(整骨院・接骨院)の 適正な受診をお願いします

柔道整復師(整骨院・接骨院)の施術を受けられるときは保険の使える場合と使えない場合がありますので、ご注意ください。

できる場合	・打撲、ねんざ、挫傷 ・脱臼や骨折(緊急の場合を除き医師の同意が必要)
保険適用	・日常生活やスポーツによる疲れ、肩こり、腰痛、筋肉痛、筋肉疲労 ・脳疾患後遺症などの慢性病 ・病気(神経痛やリウマチなど)による痛みやこり ・過去の交通事故などによる後遺症 ・症状の改善が見られない長期の施術
できない場合	

◆請求内容を確認の上、委任状欄に署名をしましょう

「柔道整復施術療養費支給申請書」は、受診者が柔道整復師に療養費の申請を委任し、本人に代わり、保険給付費の請求を国民健康保険を行うための用紙です。必ず請求内容に問

年金一日相談

基礎年金番号を確認できる書類(年金手帳・年金証書など)をお持ちください。※予約制ではありません。3月20日(木) 午前10時～正午、午後1時～4時
ところ 市役所8階会議室
問合せ 保険年金課



夜間中学校で勉強しませんか

いろいろな事情で小学校や中学校を卒業できなかった人を対象に夜間中学校の生徒を募集します。
受付期間 4月30日(水)まで(4月入学) ※土・日・祝日を除く。
対象 大阪府内在住で、16歳以上の人(外国籍の人を含む)。
授業料 無料
問合せ 大阪市立文の里中学校夜間学級 (☎06-6621-0790)、堺市立殿馬場中学校夜間学級 (☎072-221-0755)



竹内街道・横大路(大道) デジタルフォトコンテスト 入賞作品展示会

フォトコンテスト入賞作品のパネル展示会を実施します。沿道沿いのまちを訪れたくなるような魅力あふれる写真と併せて、松原市観光写真コンクルの過去の入賞作品も展示する予定です。お誘い合わせの上、お越しください。
とき 3月17日(月)～19日(水)
ところ 市役所市民ロビー
問合せ 産業振興課

農産物直売所 街の駅「畑のつづき」松原店

市内の農家が生産した新鮮な旬の野菜や果物を販売しています。
とき 月～金曜日(祝日を除く) 午前9時30分～午後3時30分
ところ JA大阪中河内松原支店北隣り(上田5丁目)
問合せ 畑のつづき松原店 (☎290-7091)、JA大阪中河内松原営農経済センター (☎331-1881)、産業振興課

- ニュース松原
- 情報ひろば
- 福祉
- 税
- 環境権
- 相談
- 健康
- 安全
- 子育て保険年金
- 教育
- 消費生活
- その他
- 子育て応援コーナー
- 各種相談
- 歴史ウォーク
- 素直に生きよう
- 催しほっくす
- 講座イベント
- スポーツ
- 図書館
- 地域交流
- みんなの広場
- イベントガイド

「統計の日の」
標語を募集しています

総務省では、「統計の日」（10月18日）の周知を図るため、「統計の日」のポスターを始めとする各種広報に活用する標語（スローガン）を募集しています。

今年度のテーマは「統計は、わたしたちが生活する社会の動きをきちんと知り、生活をゆたかにするためにとても大切なものです。このため、統計調査に協力することはとても大切です」となっています。このテーマを反映した作品をお待ちしています。

なお、入選した作品は、「統計の日」ポスターのほか、調査環境を整備するための各種広報に活用することになります。

募集期間 3月31日(月)まで

応募方法 専用の応募用紙(総務省統計局ホームページでダウンロード可)に作品を一人5作品まで記入し、総務省政策統括官室まで、Eメール(toukeinohi@soumu.go.jp)またはFAX(☎03・5273・1181)で提出してください。

作品選定 入選作品として特選および佳作を決定し(6月予定)、入選者には、表彰状および副賞を授与します。※入選作品の著作権は、総務省に帰属します。

問合せ 総務省政策統括官室(☎03・5273・1144)、市長政策室

「ふるさと」寄附金

- ▼平成25年12月3日 広川昇様
- ▼平成25年12月25日 竹谷修太郎様
- ▼1月16日 川上屋季様

今後、松原市の発展のために大切に活用させていただきます。

「松原がんばる市民応援寄附金」

- ▼2月4日 松原ライオンズクラブ様
- ▼2月4日 株式会社山本建築設計事務所様
- ▼2月14日 松原ライオンズクラブ 山野真作様

今後、「松原がんばる市民応援事業」に有効に活用させていただきます。

問合せ 市長政策室



▲ポッチャゲーム用ボールセット

「ふるさと」寄附金

- ▼1月29日、大阪ガス小さな灯運動南部支部(隈元英輔代表)様より、ポッチャゲーム用ボールセットを市にご寄付いただきました。

市では、これらを障害者スポーツの普及のために活用していきます。

問合せ 障害福祉課

「ふるさと」寄附金
ありがとうございました

！
その他

**本人通知制度が
利用しやすくなりました**

本人通知制度は、住民票の写しや戸籍証明などについて、代理人や第三者から請求があり、それを交付した場合に、事前登録された人に対してその交付の事実を通知する制度です。市では、さらに多くの皆さんに利用していただくため、制度を改正しました。

①配偶者、同一世帯員などの申請時には、委任状が不要になりました。
②郵便での申し込みが可能になりました。
③事前登録の有効期間が、自動更新されるようになりました。
④交付通知書送付時の登録者の郵送

に、事前登録された人に対してその交付の事実を通知する制度です。市では、さらに多くの皆さんに利用していただくため、制度を改正しました。

①配偶者、同一世帯員などの申請時には、委任状が不要になりました。
②郵便での申し込みが可能になりました。
③事前登録の有効期間が、自動更新されるようになりました。
④交付通知書送付時の登録者の郵送

**「デザイン」が持つ力で
松原市の活性化に貢献**

株式会社エム企画(天美東8丁目) 代表取締役 岸田充三郎さん

●「知る」「買う」「元気がコンセプト」

弊社は流通関係の販売促進を中心に各種印刷物・ホームページのデザインおよび制作など、幅広い広告物のご提案を行っています。1974年(昭和49年)1月1日に創業し、1989年(平成元年)に法人化。先日、創業40周年を迎え、この年末には、法人設立25周年を迎えます。4年前、松原市にマスコットキャラクターが誕生し、その着ぐるみ制作に携わったことがご縁で、松原市と「マッキー」に愛情を持って、全国発信のお手伝いに参画させていただいています。

●頭は常に「全回転」。気配り、心配りは自身の成長の糧となる

企業やお店の「伝えたい、売りたい」という思いを消費者に的確にPRするため、パッケージデザインから商品撮影、ディスプレイ、印刷物、ホームページなど多くの媒体を用い、気配り、心配りの行き届いたご提案を心がけています。また、デザインをもっと身近なものに取り入れていただきたいという思いで、デザインを含む印刷物やデジタル媒体のセットアップ商品、松原市の物産・グルメ・見どころを紹介するWEBサイトの開発なども企画しています。

●松原市の皆さんへ

松原市を、安心・安全で住みよく、賑わいのある楽しいまちにするためには、皆さんがお持ちの知恵と力の結集が必要です。自分自身、創業時に人のご縁に助けられた経験があり、人の数珠つなぎが大切だと痛感していますので、人と人、モノとモノをつなぐ接着剤の役割を果たしたいと考えています。

※商工会議所からの紹介・詳細は市のHPをご覧ください。

3月は「自殺対策強化月間」です

自殺で亡くなる人の数は、全国で年間3万人前後となっており、大阪府でも約1700人が亡くなっています。

自殺は、さまざまな要因が複雑に関係し、その多くが「追い込まれた末の死」であり、「防ぐことのできる社会的な問題」ともいわれています。

さまざまな悩みを抱えている人は、一人で悩まず、専門の相談機関にご相談ください。また、身近な人の悩みに気づいたら、温かく寄り添いながら、悩みに耳を傾け、専門家への相談をすすめ、じっくりと見守りましょう。

◎こころの健康相談統一ダイヤル
▶☎0570-064-556
3月1日(土)の午前9時～3月31日(月)の午後9時

◎こころの健康に不安を感じたら
▶大阪府こころの健康総合センター(こころの電話相談)
☎06-6607-8814
平日/午前9時30分～5時
▶大阪府藤井寺保健所精神保健福祉チーム(こころの健康相談) ☎072-955-4181
平日/午前9時～午後5時45分

◎電話相談
▶関西いのちの電話 ☎06-6309-1121
24時間、365日
▶大阪自殺防止センター ☎06-6260-4343
金曜日の午後1時～日曜日の午後10時(57時間)
▶こころの救急箱 ☎06-6942-9090
月曜日の午後8時～火曜日の午前3時(7時間)

◎フリーダイヤルの電話相談
▶「自殺予防いのちの電話」 ☎0120-738-556
毎月10日/午前8時～翌日午前8時(24時間)

◎借金の返済に困ったら
▶大阪府再チャレンジ支援プラザ(お金の悩み相談室)
☎06-6210-9512
平日/午前9時～午後6時

◎自死遺族相談(予約制)
来所相談を実施しています。お電話の際には、「自死遺族相談」とお伝えください。
▶大阪府こころの健康総合センター
☎06-6691-2811(代表)
平日/午前9時～午後5時45分
※携帯電話からさまざまな相談窓口へアクセスできます。右のQRコードをご利用ください。
問合せ 障害福祉課

若者自立相談について

平成26年4月から、若者自立相談の窓口が下記の通り変更されます。

現行	若者サポートステーションやまと ☎0744-44-2055
変更後	南河内若者サポートステーション ☎0721-26-9441

問合せ 産業振興課

パスポートの申請を受け付けています

受付時間
●申請 月～金曜日
午前9時～午後4時30分
●交付 月～金曜日
午前9時～午後5時30分
※祝日および年末年始を除く。
詳しくは、市ホームページをご覧ください。
問合せ 窓口課

**自動車の登録手続きは
お早めに**

毎年、3月下旬は自動車の登録手続きが1年中最も集中します。ゆとりをもってお手続きをお願いします。

登録手続き案内(自動音声案内)
和泉自動車検査登録事務所(☎050-5540-2060)

料負担を廃止しました。
対象 本市に住居登録や本籍がある人および過去にあった人
登録に必要なもの 窓口に来られる人の本人確認書類
通知内容 住民票の写しなどを交付した日、交付した証明書の種別、通数および交付請求者の種別
問合せ 窓口課

**3月3日から
ぐるりん号の停留所の
場所が変わります**

3月3日(月)から東ルート「立部5丁目」のバス停留所の場所が変わりますので、お間違えのないようお願いいたします(左図参照)。

なお、時刻表の変更はありません。

バス停留所設置箇所
バス停留所名は、同じ「立部5丁目」です。

問合せ 政策法務課